

一般会計等財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 出資金の評価基準及び評価方法

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 4年～56年

工作物 6年～75年

物品 3年～17年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。
長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち上郡町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース債務及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 上記以外の固定資産の計上基準

建物や工作物など物品以外の資産についても原則として取得原価又は再調達原価が50万円以上の場合に資産として計上しています。また、土地については物品・建物・工作物等の償却資産（減価償却を行う資産）と異なり、非償却資産（減価償却を行わない資産）であることから、原則として全ての土地について資産として計上しています。

③ 資本的支出と修繕費の区分計上

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が50万円未満であるとき、又は法人税法基本通達により資産計上に該当しないと判定したときに修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等
該当する事項はありません。

3 重要な後発事象
該当する事項はありません。

4 偶発債務
該当する事項はありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

特別会計公営墓園事業

特別会計ケーブルテレビ管理運営事業

特別会計簡易水道事業

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 — %

連結実質赤字比率 — %

実質公債費比率 18.9%

将来負担比率 189.1%

④ 繰越事業に係る将来の支出予定額 444,384,000円

⑤ 過年度修正等に関する事項

短期貸付金、長期貸付金の計上に誤りがあったため、本年度において修正を行っています。

この修正により、本年度の貸借対照表において、短期貸付金が141,000円、

長期貸付金が338,959,000円減少し、純資産変動計算書において、固定資産等形成分に

-339,100,000円計上されています。

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

売却予定地としている公共資産

イ 内訳

事業用資産 140,190,000円 (140,190,000円)

土地 140,190,000円 (140,190,000円)

平成31年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、固定資産税評価額比准方式によっています。

上記の(140,190,000円)は貸借対照表における簿価を記載しています。

② 基金借入額（繰替運用）

財政調整基金 500,000,000円

③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	4,764,969,000円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	948,084,000円
将来負担額	20,871,586,000円
充当可能基金額	1,042,884,000円
特定財源見込額	1,570,446,000円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	11,037,578,000円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 334,984,771円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	7,274,214,702円	7,179,110,840円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	115,665,486円	105,463,955円
繰越金に伴う差額	△59,469,310円	0円
地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0円	47,000,000円
会計間の内部取引相殺	△34,204,000円	△34,204,000円
資金収支計算書	7,296,206,878円	7,297,370,795円

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（特別会計公営墓園事業、特別会計ケーブルテレビ管理運営事業、特別会計簡易水道事業）の分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	409,884,667円
投資活動収入の国県等補助金収入	30,388,122円
未収債権額の減少	△5,920,733円
未払債務額の減少	906,800円
その他流動負債の増加	△324,211円
減価償却費	△1,152,645,371円
賞与等引当金の増減額	753,527円
退職手当引当金の増減額	309,112,142円
徴収不能引当金の増減額	185,026円
資産売却益	1,148,506円
資産除売却損	△37,942,518円
<u>純資産変動計算書の本年度差額</u>	<u>△444,454,043円</u>

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	1,500,000,000円
一時借入金に係る利子額	249,142円